

エネルギー価格高騰対策支援金 募集要項

申請に当たっては、本要項を御覧いただき、記載内容を御理解いただいた上で、申請手続きを適切に行っていただくようお願いいたします。

申請に当たっての注意点

- 1 対象業種・本募集要項を最後まで御確認の上、申請してください。
- 2 支援金はできる限り早急な支給となるよう努めておりますが、申請の受付状況等によっては時間を要する場合があります（不備等が無い場合、申請受付から概ね1か月程度要するもの）。また、支給時期についての個別のお問合せについてはお答えできない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

お問合せ先

本支援金や本募集要項に関するお問合せについては下記の担当までお問合せ下さい。

釜石商工会議所 エネルギー価格高騰対策支援金担当

電話番号：0193-22-2434（平日 8:30~17:15（祝日除く））

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、燃料費の高騰や光熱費の値上げの影響を受けている中小企業者等に対し、事業継続の緊急的な支援を行うことを目的に支援金を支給するものです。

第2 支給対象要件

- (1) 申請者は、(3)に掲げる支援金支給要件の確認を行ってください。
- (2) 当該要件の確認を行うにあたり各種関係書類の不備、不足又は疑義が生じる場合には、各種関係書類の提出指導、事情聴取又は立入調査等を行うことがあります。
- (3) 当該要件については次のアからサに示すとおりです。

	要件	確認方法
ア	中小企業者等であること	法人又は組合である場合には、履歴事項全部証明書に記載の出資金及び法人概況説明書に記載の期末従業員等の状況が別表第1に該当する者であること。 個人事業主である場合には、所得税確定申告書及び青色申告決算書又は市県民税申告書に記載の住所及び氏名が本人確認書類に記載の内容と合致していること。
イ	別表第2に掲げる産業中分類に該当する業種を営む者であること	支給要件確認書(様式第2号)に記載の業種が別表2に掲げる業種に該当していること。 法人又は組合である場合には、履歴事項全部証明書、法人概況説明書等により確認し、個人事業主である場合には、所得税確定申告書及び青色申告決算書又は市県民税申告書等により確認します。
ウ	釜石市内に事業所を有するものであること	所定の提出書類により市内事業所の所在地を確認できない場合は、追加で確認書類の提出をしてください。
エ	今後も釜石市内で事業を継続する意思があること	支援金誓約書兼同意書(様式第3号)の誓約項目の確認欄に誓約する旨の記載があること。
オ	直近の法人税確定申告、所得税申告又は市県民税申告を行っていること	ウと同じ
カ	法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5項に規定する公共法人でないこと	ウと同じ
キ	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項第5号に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者であること	ウと同じ
ク	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体でないこと	ウと同じ。また、履歴事項全部証明書に記載の目的が同法に規定する政治団体であると判断しえないこと。
ケ	宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教法人でないこと	ウと同じ。また、履歴事項全部証明書に記載の目的が同法に規定する宗教法人であると判断しえないこと。

	要件	確認方法
コ	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと	ウと同じ
サ	令和4年4月から9月までの任意の月における光熱費及び燃料費の合計額が令和3年の同月における光熱費及び燃料費の合計額と比較して、10万円以上増加していること	第4に示す支出伝票等で確認を行ってください。支出伝票等としては、支出伝票、帳簿、口座引き落としの確認できる書類等を扱います。支出伝票等による確認が困難な場合は、光熱費及び燃料費支出申告書（様式第4号）により支出伝票等に代えることができることとします。 市内に事業所が複数ある場合は、支給要件確認書（様式第2号）を各事業所の合算又は事業所ごとで作成してください。合算で作成されている場合は、光熱費及び燃料費の合計額の比較が、事業所数×10万円以上増加していること。

第3 申請様式

(1) 各種申請様式の提出にあたっては、次のアからウに示すとおり確認を行ってください。

	申請様式	確認事項
ア	支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）	申請者情報に記載の所在地、名称及び代表者名が、履歴事項全部証明書（当該申請者が個人事業主の場合にあつては、所得税確定申告書又は市県民税申告書及び本人確認書類をいう。）に記載の内容と合致しており、電話番号が記載されていること。 支援金の振込先口座情報の確認書類として、通帳の表紙及び見開面の写し又はインターネット口座の印刷画面等の写し等が添付されていること。
イ	支援金支給要件確認書（様式第2号）	令和4年分の光熱費伝票及び原油・物価高騰要件情報に記載の年度及び区分に対応した令和3年分の法人税確定申告書（当該申請者が個人事業主の場合にあつては、所得税申告書又は市県民税申告書をいう。）及び法人概況説明書（当該申請者が個人事業主の場合にあつては、青色申告決算書又は収支内訳書をいう。）の関係書類が添付されていること。
ウ	支援金誓約書兼同意書（様式第3号）	名称及び代表者名について、支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）の申請者情報に記載の事項と合致しており、全ての項目について、誓約又は同意する旨の記載があること。 本様式に記載の日付が、支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に記載の日付以前のものとなっていること。
エ	チェックリスト	事業者名の記入、必須の項目に対し、全てチェックがされていること。

第4 添付書類

- (1) 申請者は、第3に示す申請様式に加え、次のアからセに示す関係書類を順に整理し、提出してください。ただし、オからスに示す支出伝票等は、支援金支給要件確認書(様式第2号)に記入する支出に関するもののみとします。
- ア 令和3年分の法人税確定申告書、所得税申告書又は市県民税申告書
 - イ 令和3年分の法人概況説明書、青色申告決算書又は収支内訳書
 - ウ 履歴事項全部証明書又は本人確認書類
 - エ 振込口座確認書類
 - オ 令和4年4月から9月までの期間における電気料金の支出伝票等
 - カ 令和3年4月から9月までの期間における電気料金の支出伝票等(ただし、オにおいて関係書類として添付した月と同月のものに限る。)
 - キ 令和4年4月から9月までの期間における都市ガス又はプロパンガスの支出伝票等
 - ク 令和3年4月から9月までの期間における都市ガス又はプロパンガスの支出伝票等(ただし、キにおいて関係書類として添付した月と同月のものに限る。)
 - ク 令和4年4月から9月までの期間における灯油の支出伝票等
 - ケ 令和3年4月から9月までの期間における灯油の支出伝票等(ただし、クにおいて関係書類として添付した月と同月のものに限る。)
 - コ 令和4年4月から9月までの期間における軽油及びガソリンの支出伝票等
 - サ 令和3年4月から9月までの期間における軽油及びガソリンの支出伝票等(ただし、コにおいて関係書類として添付した月と同月のものに限る。)
 - シ 令和4年4月から9月までの期間における重油の支出伝票等
 - ス 令和3年4月から9月までの期間における重油の支出伝票等(ただし、シにおいて関係書類として添付した月と同月のものに限る。)
 - セ その他の関係書類(追加での提出を求められた場合のみ)

第6 支給決定

- (1) 申請書類の検査において不備等が認められない場合には、申請者に対し次のアからオに掲げる事項を記載した支援金支給決定通知書を送付します。
- ア 支援金支給決定日
 - イ 支援金支給決定額
 - ウ 支援金振込予定日
 - エ 支援金振込口座情報(振込先金融機関名、支店名及び口座番号の下3ケタ)
 - オ 支援金振込名義

第7 不支給決定

- (1) 申請書類の検査において、申請者が支給要件に該当しないことが明らかであることが判明した場合には、当該申請者に対し支援金不支給決定通知書の送付を行います。

第8 支援金振込

- (1) 第6に示す支援金支給決定通知書を送付した場合には、1事業所あたり支援金5万円の振込を行います。
- (2) 申請書類等の受理から支援金の振込までの期間は、原則、30日以内です。

別表第1 本支援金支給事業における中小企業者等の範囲

業種	以下のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業（⑤を除く。）	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤宿泊業	5,000万円以下	200人以下
⑥その他の業種	3億円以下	300人以下

※医療法人は、「③サービス業（⑤を除く。）」に該当するものとする。

※ただし、下記のいずれかに該当する者は、「みなし大企業」として対象外とする。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- カ 直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

別表第2 対象業種一覧表

大分類 (※)	中分類 (※)
C 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業

	58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融業、保険業	63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定））」に基づく分類であること